

第1章 総則	第1章 総則	
(目的)	(目的)	
第1条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、防衛大学校水泳部の発展に寄与することを目的とする。	第1条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに防衛大学校水泳部の発展に寄与することを目的とする。	
(名称)	(名称)	
第2条 本会は「防衛大学校泳友会」と称する。	第2条 本会は、「防衛大学校泳友会」と称する。	
(本部)	(会の機構)	
第3条 本部は防衛大学校水泳部に置き、全ての連絡事務を取るものとする。	第3条 本部を東京に置く。(防衛大学校同窓会事務局内とする。)	会の運営上本部機能を東京に置く方が目的達成の効率向上が図れる。
	第4条 本部に本部事務局を、防衛大学校（以下、「防大」という）に防大事務局を置く。事務局の構成については別に示す。	
第2章 事業	第2章 事業	
(事業)	(事業)	
第4条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。	第5条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。	「ドルフィン」は、水泳部の部誌のため削除。同窓会HPの活用。
(1) 会報及び部誌「ドルフィン」の発行	(1) 防大同窓会内ホームページを利用した活動状況等の報告、連絡	
(2) 親睦会等の開催	(2) 親睦会等の開催	
(3) 防衛大学校水泳部に対する資金等の援助	(3) 防衛大学校水泳部に対する資金等の援助	
(4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項	(4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項	
(事業年度)	(事業年度)	
第5条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。	第6条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。	
第3章 会の運営	第3章 会の運営	
(会員)	(会員)	
第6条 本会は、次項に掲げる正会員、特別会員及び準会員をもって構成する。	第7条 本会は、次項に掲げる正会員、特別会員及び準会員をもって構成する。	
(1) 正会員 防衛大学校本科卒業生であり、卒業時に水泳部に在籍していた者	(1) 正会員 防衛大学校本科卒業生であり、卒業時に水泳部に在籍していた者	
(2) 特別会員	(2) 特別会員	
ア 防衛大学校水泳部部長、監督、顧問（以下、部長等という）並びに元部長等	ア 防衛大学校水泳部部長、監督、顧問（以下、部長等という）並びに元部長等	
イ 防衛大学校水泳部の発展に功績があり、会長が推薦する者	イ 防衛大学校水泳部の発展に功績があり、会長が推薦する者	
ウ 防衛大学校在校間水泳部員であった者（中途退部者）のうち本会の趣旨に賛同する者	ウ 防衛大学校在校間水泳部員であった者（中途退部者）のうち本会の趣旨に賛同する者	
(3) 準会員 防衛大学校水泳部在籍者	(3) 準会員 現在、防衛大学校水泳部に在籍している学生	定義を明確化
(役員)	(役員)	
第7条 本会には、次の役員を置く。	第8条 本会には、次の役員を置く。	
(1) 会長 1名	(1) 会長 1名	本部事務局設置に伴い新設 防大事務局設置に伴い新設 役職名を評議委員に統一
(2) 副会長 1名	(2) 副会長 1名	
(3) 幹事 1名	(3) 本部事務局長 1名	
	(4) 防大事務局長 1名	
(4) 評議委員各期 1名	(5) 評議委員 各期 1名	
(5) 会計監査委員 1名	(6) 会計監査委員 1名	
(役員の任期)	(役員の任期)	
第8条 役員は、正会員をもって当て、その任期は以下のとおりとし、再任を妨げない。	第9条 役員は、正会員をもって当て、その任期は以下のとおりとする。再任を妨げないが、会長、副会長及び本部事務局長は、2期を限度とする。	再任に関する期限を設け、長期にわたっての在職を排する。
(1) 会長 5年	(1) 会長 3年	
(2) 副会長 5年	(2) 副会長 3年	
(3) 幹事 2年	(3) 本部事務局長 3年	
	(4) 防大事務局長 2年	
(4) 評議委員各期 5年	(5) 評議委員 3年	役職名を評議委員に統一
(5) 会計監査委員 2年	(6) 会計監査委員 2年	

現行会則	改正案	改正理由
(役員の選出) 第9条 会長、副会長は正会員の互選とし、役員の2/3以上の賛同を得て選出する。 第10条 幹事は、防大在職中の正会員の中から互選し、会長が任命する。ただし、該当者なき場合は、東京近郊に在職中の正会員をもってこれに充てる。 第11条 評議委員は、各期毎に互選し、会長が任命する。 第12条 会計監査委員は、防大在職中の正会員の中から互選し、会長が任命する。ただし、該当者なき場合は、東京近郊に在職中の正会員をもってこれに充てる。	(役員の選出) 第10条 会長、副会長は正会員の互選とし、役員の2/3以上の賛同を得て選出する。 第11条 本部事務局長は、正会員の中から互選し、会長が任命する。 第12条 防大事務局長は、防大在職中の正会員の中から互選し、会長が任命する。ただし、該当者なき場合は、東京近郊に在職中の正会員をもってこれに充てる。 第13条 評議委員は、各期毎に互選し、会長が任命する。 第14条 会計監査委員は、正会員の中から会長が任命する。	本部事務局長の新設 防大事務局長の新設
(役員の任務) 第13条 会長は、本会の業務を総括し、本会を代表するとともに、幹事、評議委員及び会計監査委員を任命する。 第14条 副会長は、会長の業務を補佐する。 第15条 幹事は、会長の命により次の事項の業務を遂行する。 (1) 会報及び部誌「ドルフィン」を作成、配布するとともに、水泳部員及び会員の状況を連絡し、会員相互の親睦を助成する。 (2) 親睦会を計画、実施する。 (3) 水泳部の試合日程、合宿等を会員に連絡し、会員の支援を促す。 (4) 会員から会費を徴収し、水泳部に対し資金援助をする。 (5) 年度末に、会員に対し会計報告をする。 (6) その他、本会の目的達成のため必要な事業を計画、実施する。	(役員の任務) 第15条 会長は、本会の業務を総括し、本会を代表するとともに、本部事務局長、防大事務局長、評議委員及び会計監査委員を任命する。 第16条 副会長は、会長の業務を補佐する。 第17条 本部事務局長は、会長の命により次の業務を遂行する。 (1) 防大同窓会ホーム・ページ内に本会ホーム・ページを開設し、会員への各種事業の報告及び連絡事項等を行う。 (2) 会費の徴収を行う。 (3) 親睦会等を企画、実施する。 (4) 防大事務局長と防大水泳部への支援について協議し、会員の支援を促す。 (5) 事務局員を指名する。事務局員については附則で示す。 (6) その他、必要な事業を企画、実施する。 第18条 防大事務局長は、会長の命により次の業務を遂行する。 (1) 水泳部の試合日程、合宿等を会員に連絡する。 (2) 入会金の徴収及び防大水泳部に対する資金援助を行う。 (3) 会長及び本部事務局長に会計報告を行う。 第19条 評議委員は、各々の期の会員と連絡を取り、意見等を取りまとめ、本部事務局長に報告する。また、本部事務局長の業務を援助する。 第20条 会計監査委員は、年度末及び臨時に会の会計を監査し、会長及び会員に報告する。	本部事務局長新設に伴い規定 本部事務局長の任務として明確化 防大事務局長新設に伴い規定 評議委員の役目を具体化
第16条 評議委員は、各々の期の会員と密接に連絡を取り、幹事の業務を援助する。 第17条 会計監査委員は、年度末及び臨時に会の会計を監査し、会長及び会員に報告する。	(総会) 第21条 会長は、毎年1回を基準に総会を開催し、以下の事項に関して会員への報告を行う。状況に応じて、郵便またはホームページ等を利用しての会員への報告をもって総会に代えることができるものとする。 (1) 前年度の決算報告及び当該年度の事業予定 (2) 会長、副会長の交代 (3) その他必要事項	会の実効的な運営を確保するため総会を規定
(会費の納入) 第18条 本会の事業遂行のため、会員は次の要領により会費を納入する。 (1) 正会員及び特別会員ウに該当する者(以下「正会員等」という)は、入会時に入会金を納入し、入会年度から年会費を納入するものとする。 (2) 正会員等の入会金は、入会時の学生手当の20%(百の位を四捨五入)とする。 (3) 正会員等の年会費は、3000円とする。 (4) 年齢60歳以上の正会員等の年会費を免除できる。	(会費の納入) 第22条 本会の事業遂行のため、会員は次の要領により会費を納入する。 (1) 正会員及び第7条(2)ウ項の特別会員(以下「正会員等」という)は、入会時に入会金を納入し、入会年度から年会費を納入するものとする。 (2) 正会員等の入会金は、入会時の学生手当の20%(百の位を四捨五入)とする。 (3) 正会員等の年会費は、2000円とする。 (4) 年齢65歳以上の正会員等の年会費はこれを免除する。	正会員等の定義に伴う関連条項の引用要領の修正 準会員については、部費を納入しているため免除会費を2000円とする。 免除の趣旨から年金支給開始年齢と整合

現行会則	改正案	改正理由
（特別会費） 第19条 前条に定める外、特別の出費を要する場合は、会長は役員の2/3以上の賛同を得て、正会員等から特別会費を徴収することができる。	（特別会費） 第23条 前条に定める外、 臨時に 出費を要する場合は、会長は役員の2/3以上の賛同を得て、正会員等から特別会費を徴収することができる。	徴収の趣旨に鑑み、徴収の必要性についてより適切な用語に修正
（決算報告） 第20条 幹事は、毎年度末（特別会費を徴収した場合は、その都度）決算報告を作成し、会計監査委員の監査を受けた上、会長並びに会員に報告する。	（決算報告） 第24条 本部事務局長は、毎年度末（特別会費を徴収した場合は、その都度）決算報告を作成し、会計監査委員の監査を受けた上、会員に報告する。	
第4章 雑則	第4章 雑則	
（会員の任務等） 第21条 準会員は、幹事を補佐して幹事の業務遂行を援助する。 第22条 会員は、住所変更をした場合は直ちに本部に連絡する。	（会員の任務等） 第25条 会員は、住所変更をした場合は直ちに 本部事務局 に連絡する。	準会員の軽減に伴い削除 本部事務局の設置に伴い修正
（会則の改正） 第23条 会則の改正は、会員により発議し、会長の承認を得た後、役員の2/3以上の賛同を得てこれを行う。	（会則の改正） 第26条 会則の改正は、会員により発議し、会長の承認を得た後、役員の2/3以上の賛同を得てこれを行う。	

- 附則** 本会則は、昭和60年4月1から適用する。
- 附則** 本会則は、平成4年12月1から適用する。
- 附則** 本会則は、平成11年4月1から適用する。
- 附則** 本会則は、平成12年2月1から適用する。
- 附則** 本会則は、平成15年5月1から適用する。
- 附則1** 事務局員は正会員のうち陸海空の現職自衛官各1～2名及び陸海空自衛官退職者若干名とする。
- 附則2** 本会則は、平成28年3月13日から適用する。